

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷

規範項目19

必須・重要・推奨

安

環

種子消毒廃液と消毒済み種子の適正処理

種子消毒の廃液については、環境への汚染を防ぐため適切に処理することが必要です。

また、余った消毒済み種子を放置しておく、収穫した籾に誤って混ざる恐れがあります。消毒済み種子が余った場合、速やかにかつ適正に処理しましょう。

取組事項

- ・ 種子消毒の廃液は、適切な方法で処理する。
- ・ 消毒済み種子は、購入後間違えないようにしっかりと表示・保管する。
- ・ 播種が終わったら、余った種子は速やかに廃棄処理をする。

いもち病やばか苗病など、種子に付着している伝染性病害等を防ぐため、種子消毒は欠かせない技術です。

一方、消毒済みの廃液を河川に流すなどの不適切な処理をした場合、魚介類に悪影響を及ぼしたり、環境汚染の原因となる恐れがあるのでそのような行為は絶対にしてはいけません。また、消毒済み種子については、食用籾への混入等が起こらないよう、適切に管理する必要があります。

【種子消毒の廃液処理等の方法】

- (1) 廃液の処理を直接、産業廃棄物業者に委託する。
- (2) 大型の育苗施設等では処理プラントなど廃液処理装置を使用する。
- (3) 市販の簡易な種子消毒剤廃液の処理キットを活用した処理を行う（図1）。
- (4) 温湯消毒など、農薬を使用しない種子消毒方法を取り入れる（図2）。

など、それぞれのコストや規模等を踏まえて、使用した薬剤に応じた適切な処理方法を選択しましょう。

【温湯処理による種子消毒】

温湯処理では化学農薬等を使用しないので、使用済みの温湯の廃棄には特別な処理をすることなく廃棄できます。

ただし、防除効果を高めるために処理した食酢液については、重曹等を加えて中和してから廃棄する必要があります（廃液500ℓに対して重曹1kgの割合）。

温湯処理と食酢添加処理では、防除効果や出芽率の低下を防ぐための注意事項があるので、事前に確認しましょう。

【消毒済み種子の処分】

消毒済み種子は、誤って食用の籾に紛れ込んだり、ペット等に与えないよう、しっかりと表示し、食用の農作物を置く場所とは分けて保管しましょう。

また、余ったときは、食用の籾との混入を防ぐため、速やかに廃棄しましょう。

■市販の種子消毒廃液処理キット(イレートキット)による処理



(イレートキットの特徴)

- ・種もみ消毒後のやっかいな廃液中の残存成分を凝集・ろ過により取り除きます。
- ・3種類の剤を1パッケージに納めた使いやすい廃液処理キットです。
- ・25~100Lの少量廃液から使えるので、とても便利です。



(キットの内容)

右上:A液、左下:C液、右下:B粉末
(注:活性炭はキットには含まれません)

図1 簡易な種子消毒廃液処理の手順の例

■温湯種子消毒の防除効果

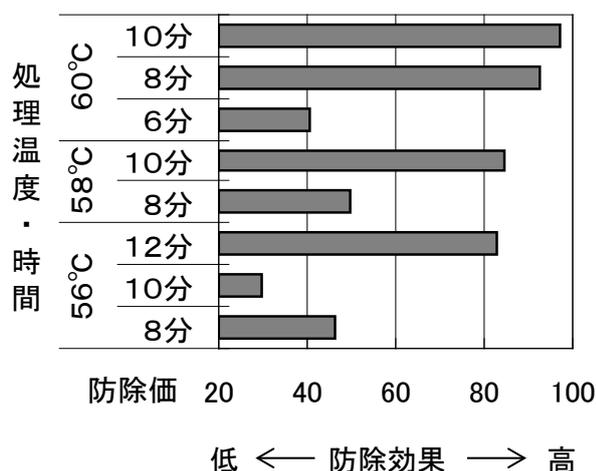


図2 温湯処理温度・時間とばか苗病防除効果の関係(H20県農研)

表 催芽時の食酢濃度と各種病原細菌の増殖

食酢濃度(%)	pH	菌数(cfu/ml)		
		褐条病菌	もみ枯細菌病菌	苗立枯細菌病菌
無添加	6.5	1.0×10^8	4.2×10^6	2.5×10^6
1	3.9	6.8×10^3	2.4×10^4	8.0×10^2
2	3.6	6.8×10^2	4.0×10^3	4.0×10^1
3	3.4	4.0×10^1	10^3 以下	0
4	3.3	0	10^3 以下	0
5	3.2	0	10^2 以下	2.0×10^1
6	3.2	0	10^4 以下	0

注)・32°C24時間後の催芽液中における細菌数

- ・食酢濃度:酢酸含有濃度=約30:1
- ・濃度測定使用培地 もみ枯細菌病菌(CCNT培地)
- ・褐条病菌(AacSM培地) 苗立枯細菌病菌(FGA培地)

【根拠法令等】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)